

水戸市告示第316号

水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める市税に関する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所、主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和8年8月20日

水戸市長 高 橋 靖

指定地域	熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町
------	------------------------